

○大分県産業廃棄物税基金条例

平成十七年三月三十一日  
大分県条例第二十号

大分県産業廃棄物税基金条例をここに公布する。

大分県産業廃棄物税基金条例

(設置)

第一条 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るため、大分県産業廃棄物税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、大分県産業廃棄物税条例(平成十六年大分県条例第三十八号)第十一条及び第十四条の規定により、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税に相当する額とし、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(基金の管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。